重要案件の意見交換会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市重要案件の意見交換会規程(以下「規程」という。)に 定めるもののほか、重要案件の意見交換会(以下「意見交換会」という。)の実施 に関し必要な事項について定めるものとする。

(意見交換会の案件)

- 第2条 規程第2条に定める意見交換会の案件は、原則として、委員会等から提出 され議会運営委員会において決定した次の案件とし、議会が開催要請する場合、 市民の申し込みによる開催の場合いずれも1回の意見交換会につき1案件を選択 する。
 - (1) 歴史文化保存展示施設について
 - (2) まちづくり施策について
 - (3) 公共交通について
 - (4) スポーツ施設の在り方について
 - (5) 子育て支援について
 - (6) 地域医療・介護の在り方及び健康寿命の延伸について
 - (7) 環境問題について
 - (8) 障がい者支援について
 - (9) 漁港エリア活性化について
 - (10) 農林業問題について
 - (11) 商業エリア活性化について
 - (12) 観光について
- 2 第1項の案件については、委員会等の申し出に基づいて議会運営委員会で協議の 上、追加及び削除できるものとする。
- 3 第1項に定める案件以外の案件について意見交換会の開催申込があった場合は、 開催の可否と合わせて議会運営委員会に諮る。
- 4 第1項に定める案件の見直しは、毎年3月に行うものとする。

(開催の決定)

- 第3条 規程第3条に基づく意見交換会の開催の可否は、案件(第2条第3項の場合のみ)及び申込団体について次に掲げる項目等を勘案し、議会運営委員会で協議の上決定する。
 - ① 案件については、「市民との意見交換会を通じて施策に反映させる」という開催の趣旨に合致したものであること
 - ② 申込団体については、公共的団体やNPO、企業、任意団体などで、実際に 活動を行う団体であること

(開催申込等)

- 第4条 規程第4条第1項第2号に規定する団体は、次のとおりとする。
 - (1) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体
 - (2) 活動実態がないと認められる団体

- 2 規程第4条第2項に定める申込書の提出期日は、開催希望日の30日前とする。
- 3 市民の出席者は3名以上20名以下とする(同条第2項第1号の出席者名簿により確認)。議会が開催する場合も同様とする。
- 4 規程第4条第2項第2号に定める書類は、団体の概要及び活動状況が分かる書類とする。

(出席議員)

- 第5条 規程第5条第1項に定める出席議員以外の議員で出席を希望する議員は、 あらかじめ議長に申し出るものとする。
- 2 議長は、前項の申し出を受け、規程第5条第2号の手続きにより出席議員として 指定するものとする。

(記録者等)

第6条 意見交換会の進行係及び規程第6条に定める記録者は、出席議員で協議の 上、開催日までに決定しておくものとする。

(報告書)

第7条 規程第6条に規定する様式は別記様式1とする。

(結果の公開等)

第8条 意見交換会の結果は、ホームページ等で公開するとともに、議員は、その 結果を市の施策や議会での論議に活かすよう努めるものとする。

(その他)

第9条 規程及びこの実施要領に定めない事項については、議会運営委員会で協議 の上決定する。

附則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附則

この要領は、令和2年9月29日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月18日から施行する。

重要案件の意見交換会 報告書

意見交換会の案件							
意見交換会の相手先 (団体名)							
参 加 人 数							
開催日時		年	月	日	時	~	時
開催場所							
担当委員会 (出席委員名)							
	(進行係			、記録者)
要点等							

浜田市議会議長様

年 月 日

浜田市議会重要案件の意見交換会規程第6条第1項の規定により提出します。

 委員会委員長